

PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 三重
高田本山「専修寺」
(三重県津市)



今号の
主要項目

- 令和3年度事業計画及び予算の概要
- スチュワードシップ活動の報告等について
- 年金払い退職給付に係る財政状況(令和元年度末)について
- 地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について
- 令和3年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の施行について

CONTENTS

1 主要項目	令和3年度事業計画及び予算の概要 [総務部総務課]	P.03
2 主要項目	スチュワードシップ活動の報告について [資金運用部企画管理課]	P.11
3 主要項目	年金払い退職給付に係る 財政状況(令和元年度末)について [年金業務部 数理課]	P.22
4 主要項目	地方公務員共済組合等に係る 地方公共団体の負担金等の財源措置について [総務省]	P.23
5 主要項目	令和3年度以降において地方公共団体等が 負担すべき追加費用等について [総務省]	P.25
6 主要項目	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を 改正する等の政令等の施行について [総務省]	P.31
年金制度等の日誌	厚生年金制度に関連した法律等の改正状況	P.32
	公的年金制度に関連した会議等の開催状況	P.32
業務等の状況	会議開催状況／会議開催予定	P.33
人事異動		P.34
■ 宿泊施設の紹介 プラザ洞津	[公立学校共済組合津宿泊所]	P.38
■ PALひろば“共済”南北 178 おススメ観光スポット	[公立学校共済組合三重支部]	P.39

令和3年度事業計画及び予算の概要

[総務部総務課]

はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余裕金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム、地方公務員共済組合番号システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等に要する資金、退職等年金給付に要する資金及び地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

令和2年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で10兆4,439億円、退職等年金給付調整積立金で690億円、経過的長期給付調整積立金で10兆9,410億円の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、分散投資及びリスク分析などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

また、組合の請求に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金等が不足すると認められる組合に対し、必要な資金を交付するものとします。

総括

1. 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

(1) 組合の数	64組合
(2) 組合員の数	3,005千人
地方職員共済組合	330,242人
公立学校共済組合	1,059,882人
警察共済組合	299,923人
東京都職員共済組合	126,226人
すべての指定都市職員共済組合 及びすべての市町村職員共済組合	1,189,000人
合 計	3,005,273人

2. 連合会の役員及び職員の数

(1) 役員	理事長1人、理事8人、監事3人 計12人
(2) 職員	80人

厚生年金保険給付調整経理

収支の予定

1. 収入 **224,072,109 千円**
(252,171,677 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 16,097,273 千円を見込むものとする。
- イ 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第 38 条の 8 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 13,602,420 千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益 194,372,416 千円を見込むものとする。

2. 支出 **211,596,645 千円**
(192,696,417 千円)

- ア 厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金 165,080,991 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 第 3 項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金 44,433,000 千円を見込むものとする。
- ウ 地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 2,082,654 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	224,072,109 千円
支出総額	211,596,645 千円
当期利益金	12,475,464 千円

当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額 10,558,509,953 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、10,570,985,417 千円となる見込みである。

退職等年金給付調整経理

収支の予定

1. 収入 **14,498,267 千円**
(14,564,427 千円)

- ア 法第 38 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 14,235,128 千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益 263,139 千円を見込むものとする。

2. 支出 **687,480 千円**
(531,093 千円)

施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 687,480 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	14,498,267 千円
支出総額	687,480 千円
当期利益金	13,810,787 千円

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額 75,728,520 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は、89,539,307 千円となる見込みである。

(注) () 書きの数値は、令和2年度推計額である。

経過的長期給付調整経理

収支の予定

1. 収入	199,413,751 千円 (189,270,765 千円)
-------	------------------------------------

- ア 資金の運用による利息及び配当金 545,095 千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益 198,868,655 千円を見込むものとする。

2. 支出	62,787,363 千円 (59,751,617 千円)
-------	----------------------------------

- ア 一元化法附則第 75 条の 3 において準用する法第 38 条の 8 の 2 第 3 項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金 62,580,000 千円を見込むものとする。
- イ 施行規則附則第 4 条の 2 第 3 項において準用する施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 207,363 千円を見込むものとする。

3. 収支損益	
収入総額	199,413,751 千円
支出総額	62,787,363 千円
当期利益金	136,626,388 千円

当期利益金は、期首経過的長期給付調整積立金見込額 11,058,752,363 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す経過的長期給付調整積立金は、11,195,378,750 千円となる見込みである。

厚生年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	6,790,452,545 千円 (6,313,044,467 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 及び第 84 条の 7 の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第 84 条の 3 の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金負担金	3,276,946,845 千円
イ 厚生年金交付金	3,513,505,700 千円

2. 支出	6,790,452,545 千円 (6,313,044,467 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第 84 条の 4 の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金	3,276,946,845 千円
イ 厚生年金交付金支払金	3,513,505,700 千円

3. 収支損益	
収入総額	6,790,452,545 千円
支出総額	6,790,452,545 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

(注) () 書きの数値は、令和2年度推計額である。

基礎年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	1,604,216,763 千円 (1,575,716,304 千円)
-------	--

国民年金法第 94 条の 4 の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 35 条第 2 項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金負担金	1,549,732,941 千円
イ 基礎年金交付金	54,483,822 千円

2. 支出	1,604,216,763 千円 (1,575,716,304 千円)
-------	--

国民年金法第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 60 条に規定される施行規則第 11 条の 15 第 1 項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金	1,549,732,941 千円
イ 基礎年金交付金支払金	54,483,822 千円

3. 収支損益	
収入総額	1,604,216,763 千円
支出総額	1,604,216,763 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

厚生年金保険預託経理

収支の予定

1. 収入	1,572,864 千円 (1,455,498 千円)
-------	--------------------------------

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	1,572,864 千円
--------	--------------

2. 支出	1,572,864 千円 (1,455,498 千円)
-------	--------------------------------

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	1,572,864 千円
------	--------------

3. 収支損益	
収入総額	1,572,864 千円
支出総額	1,572,864 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

(注) () 書きの数値は、令和 2 年度推計額である。

経過的長期預託経理

収支の予定

1. 収入 1,688,747 千円
(1,570,977 千円)

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益 1,688,747 千円

2. 支出 1,688,747 千円
(1,570,977 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 1,688,747 千円

3. 収支損益
収入総額 1,688,747 千円
支出総額 1,688,747 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

介護保険経理

収支の予定

1. 収入 5,670,548 千円
(6,204,452 千円)

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金 5,670,548 千円

2. 支出 5,670,548 千円
(6,204,452 千円)

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料 5,670,548 千円

3. 収支損益
収入総額 5,670,548 千円
支出総額 5,670,548 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

国民健康保険経理

収支の予定

1. 収入 46,348 千円
(51,302 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金 46,348 千円

2. 支出 46,348 千円
(51,302 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 11 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税） 46,348 千円

3. 収支損益

収入総額	46,348 千円
支出総額	46,348 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

後期高齢者医療経理

収支の予定

1. 収入 6,979,332 千円
(7,929,886 千円)

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金 6,979,332 千円

2. 支出 6,979,332 千円
(7,929,886 千円)

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料 6,979,332 千円

3. 収支損益

収入総額	6,979,332 千円
支出総額	6,979,332 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

(注) () 書きの数値は、令和2年度推計額である。

個人住民税経理

収支の予定

1. 収入 2,555,778 千円
(3,054,036 千円)

地方税法第 321 条の 7 の 6 (同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金 2,555,778 千円

2. 支出 2,555,778 千円
(3,054,036 千円)

地方税法施行令第 48 条の 9 の 18 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税 2,555,778 千円

3. 収支損益

収入総額 2,555,778 千円

支出総額 2,555,778 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

業務経理

収支の予定

1. 収入 6,343,402 千円
(6,100,360 千円)

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金、利息及び配当金並びに厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

(1) 組合分担金 3,365,905 千円 (3,346,207 千円)
組合員1人当たり 1,120 円 (1,120 円)

(2) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金
2,082,654 千円 (2,055,074 千円)

(3) 退職等年金給付調整経理より繰入金
687,480 千円 (493,962 千円)

(4) 経過的長期給付調整経理より繰入金
207,363 千円 (204,617 千円)

2. 支出 7,545,991 千円
(6,486,634 千円)

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

(1) 管理運営関係

ア 会議関係

(ア) 運営審議会 3 回 (4 回)

(イ) 役員会 3 回 (4 回)

(ウ) 監事会議 2 回 (2 回)

(エ) 関係組合事務局長会議 2 回 (2 回)

イ 事務処理システムの管理

200,431 千円 (333,102 千円)

(2) 委託業務関係

ア 年金事務機械化処理等

(ア) 組合員等現況調査及び年金受給者生活実態調査
18,054 千円 (64,002 千円)

(イ) 基礎年金支払代行事務
59,650 千円 (60,933 千円)

イ 標準システム等の開発・管理

(ア) 標準システム

1,310,208 千円 (1,244,394 千円)

(イ) 住民基本台帳ネットワーク利用システム

5,510 千円 (17,840 千円)

(ウ) 情報共有化システム

868,858 千円 (1,150,207 千円)

ウ 各種情報交換及び特別徴収業務

339,250 千円 (208,757 千円)

(注) () 書きの数値は、令和2年度推計額である。

工	社会保障・税番号制度関係業務	2,438,202 千円	(1,253,389 千円)
オ	長期給付額推計システムサーバ対応	2,972 千円	(2,641 千円)
カ	年金払い退職給付関連システム	290,257 千円	(190,818 千円)
キ	システム開発等進捗管理等	277,910 千円	(326,054 千円)
(3) 調査研究事業関係			
ア	組合職員研修事業		
	(ア) 年金事務担当者研修会及び年金制度説明会	3,204 千円	(1,208 千円)
	(イ) 年金問題セミナー	1,360 千円	(-)
イ	業務説明会等の開催 資金運用全国説明会	1,242 千円	(505 千円)
ウ	調査研究事業		
	(ア) 資金運用・年金制度に関する調査研究等	69,052 千円	(40,798 千円)
	(イ) 資金運用委員会等	42,139 千円	(31,121 千円)
	(ウ) リスク管理	71,076 千円	(64,425 千円)
(4) 普及事業関係			
ア	広報誌の発行等	12,802 千円	(27,822 千円)
イ	現況届パンフレットの作成	3,610 千円	(3,610 千円)
ウ	ホームページの管理	2,251 千円	(2,331 千円)

3. 収支損益

(単位：千円)

科目	令和3年度(2年度推計)	
経常収益		
組合分担金	3,365,905	(3,346,207)
雑収入	-	(500)
繰入金		
厚生年金保険給付調整経理より繰入	2,082,654	(2,055,074)
退職等年金給付調整経理より繰入	687,480	(493,962)
経過の長期給付調整経理より繰入	207,363	(204,617)
計	6,343,402	(6,100,360)
当期損失金		
当期損失金	1,202,589	(386,274)
合計	7,545,991	(6,486,634)
経常費用		
役員報酬・職員給与	858,944	(764,459)
旅費・事務費	27,816	(18,114)
委託費	5,867,739	(4,919,018)
賃借料	370,131	(399,325)
調査研究費	197,259	(140,188)
普及費	23,146	(38,294)
負担金	164,330	(126,636)
その他	36,626	(80,600)
計	7,545,991	(6,486,634)
当期利益金		
当期利益金	-	(-)
合計	7,545,991	(6,486,634)

(注) ()書きの数値は、令和2年度推計額である。

スチュワードシップ活動の報告について

[資金運用部企画管理課]

ご紹介

連合会のスチュワードシップ活動状況について主な内容を掲載します。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「令和2年度スチュワードシップ活動の報告」をご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/governance/>)

1 連合会のスチュワードシップ活動の概要

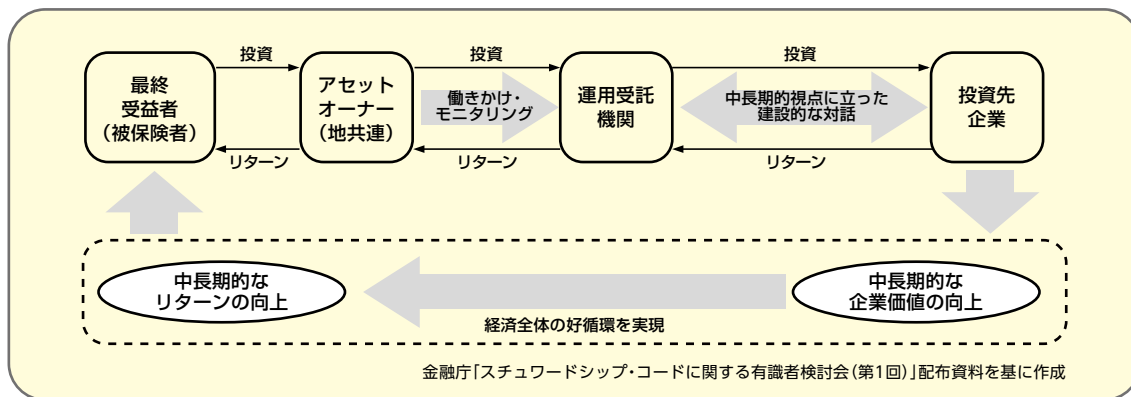
スチュワードシップ活動とは、機関投資家がエンゲージメント(投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動です。

具体的には、株主議決権の行使、エンゲージメント、ESG投資などがあります。

連合会は、被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任と公的年金としての社会的責任を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

なお、連合会では株式資産において、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。

【スチュワードシップ活動のイメージ図】



このような考えのもと、連合会は平成16年に「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」(以下「ガイドライン(内株)」という。)を、平成28年に「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」(以下「ガイドライン(外株)」という。)を策定し、運用受託機関との契約に当たり、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう明示しています。また、積立金の基本方針においてスチュワードシップ責任を果たすための対応について明記しています。

さらに、連合会は平成26年5月に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明し、平成29年11月には同コードの改訂に伴いスチュワードシップ活動に関する考え方をより明確に表明しました。そして、令和2年3月に同コードが再改訂されたことを踏まえ、9月に同コードの受け入れ表明を改正しました。

なお、連合会では、平成22年にESGファンドへの投資を開始し、現在は国内株式の7プロダクトをESGファンドとして委託しています。また、令和元年には国内債券の自家運用においてESG債への投資を開始しました。

2 運用受託機関へのモニタリング

連合会は、毎年度、株式の運用受託機関のステュワードシップ活動が連合会の方針に沿ったものであるか確認するため、ステュワードシップ活動の取り組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施しています。具体的には、ステュワードシップ活動に関する報告を受領するとともに、ヒアリングを実施しています。

令和2年5月には、国内株式・外国株式の運用受託機関(計26社)に対し、連合会における令和2年度のステュワードシップ活動の方向性について説明会を行い(コロナ禍を踏まえ書面開催)、連合会がステュワードシップ活動において重視している事項(下記参照)などについて説明しました。

連合会がステュワードシップ活動において重視している事項

【議決権行使関連】

- ① 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守
- ② 企業の状況に即した議決権行使
- ③ 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

【エンゲージメント関連】

- ① 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
- ② エンゲージメント内容の質
- ③ プロセス(PCDAサイクルなど)の実効性

また、7月に、株式の運用を委託している全ての運用受託機関に対し、令和元年度に実施したステュワードシップ活動に関する報告を求め、当該報告を基に連合会がステュワードシップ活動において重視している事項を中心にヒアリングを実施しました(令和2年10月15日~30日に実施)。

なお、6月には、希望のあった運用受託機関に対して、個別に令和元年度のステュワードシップ活動に係る評価について、フィードバックを行いました。

3 株主議決権の行使状況(国内株式)

1 連合会が議決権行使において重視している項目

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドライン(国内株式)の遵守

全ての運用受託機関において、ガイドライン(内株)を反映した口座基準(連合会委託口座に係る具体的な議決権行使基準)に基づき議決権を行使していることを確認しました。

一部の運用受託機関では、ガイドライン(内株)の遵守状況を議決権行使担当部署以外の部署・委員会等で検証しており、より客観的にガイドライン(内株)の遵守状況を確認する優れたプロセスを設けていることを確認しました。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、引き続きガイドライン(内株)を遵守し議決権を行使することを求めます。

(2) 企業の状況に即した議決権行使

一部の運用受託機関では、ガイドライン(内株)の趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権を行使した事例を確認しました。

半数以上の運用受託機関では、エンゲージメント内容を反映させるなど口座基準の原則と異なる行使を行う場合には、委員会等の合議体で別途行使判断を行うことにより、企業の状況に即した議決権行使を志向しつつ利益相反も管理している優れた取り組みを確認しました。

一部の運用受託機関では、利益相反管理の対象議案に対して、通常の議決権行使助言会社に加え、エンゲージメントを自ら行う議決権行使助言会社からも助言を得ることにより議決権行使の実効性を高めている優れた取り組みを確認しました。また、議決権行使助言会社に対して、助言提供能力を定期的に検証するとともに必要に応じてフィードバックすることにより適切な助言が得られるよう働きかけている優れた取り組みを確認しました。

➡ 連合会は、企業の状況に即した適切な行使を行うため、ガイドライン(内株)を示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。運用受託機関には、引き続き、ガイドライン(内株)を機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドライン(内株)の趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めます。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

全ての運用受託機関において、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用していることを確認しました。

➡ 連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、それが見込まれない場合、そのために必要な経営を求めていく必要があると考えます。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであると考えます。運用受託機関には、引き続き議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、議決権の行使判断の内容や行使に当たって用いる口座基準について、社外者を含む会議体・組織を活用し、客観的に検証している優れた取り組みを確認しました。

半数以上の運用受託機関では、企業に対してより高度なガバナンスを求めることなどを目的に口座基準を改訂したことを確認しました。

➡ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを求めます。

2 議決権行使結果

連合会では、株式に投資している積立金（厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金）において議決権を行使しています。

厚生年金保険給付調整積立金では、委託先の運用受託機関19社（延べ35ファンド）を通じて、延べ13,504社（平成31年4月～令和2年3月末決算の企業）に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ46,058議案でした。

全46,058議案のうち、反対行使は10,887議案（うち株主提案議案は1,465議案）、反対比率は23.6%（前年度比▲1.3ポイント）、会社提案への反対比率は21.2%（同▲1.8ポイント）でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても議決権行使結果は同様です。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付調整積立金）

対象:平成:31年4月～令和2年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	46,058	100%	35,169	76.4%	10,887	23.6%	24.9%
うち会社提案に関するもの	44,486	96.6%	35,062	78.8%	9,422	21.2%	23.0%
うち株主提案に関するもの	1,572	3.4%	107	6.8%	1,465	93.2%	93.6%
内訳	46,058	100%	35,169	76.4%	10,887	23.6%	24.9%
取締役会・取締役に関する議案	16,781	36.4%	10,572	63.0%	6,209	37.0%	39.6%
監査役会・監査役に関する議案	8,825	19.2%	7,182	81.4%	1,643	18.6%	21.6%
役員報酬等に関する議案	4,288	9.3%	3,397	79.2%	890	20.8%	24.2%
剰余金の処分に関する議案	9,336	20.3%	9,130	97.8%	205	2.2%	4.4%
資本構造に関する議案	786	1.7%	276	35.1%	510	64.9%	59.3%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	509	1.1%	44	8.6%	465	91.4%	83.3%
うち増減資に関するもの	28	0.1%	28	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	91	0.2%	85	93.4%	6	6.6%	5.7%
うち自己株式取得に関するもの	52	0.1%	14	26.9%	38	73.1%	100.0%
事業内容の変更等に関する議案	207	0.4%	206	99.5%	1	0.5%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	1,440	3.1%	1,259	87.4%	181	12.6%	19.9%
その他議案	4,395	9.5%	3,147	71.6%	1,248	28.4%	23.8%

* 役員報酬等に関する議案及び剰余金の処分に関する議案の「合計」には棄権票が含まれています。

(1) 取締役会・取締役に係る議案

取締役会における独立社外取締役の構成比基準を厳格化した運用受託機関があったものの、合理的理由が無いと判断される社内取締役増員議案の減少や独立性基準を満たした社外取締役選任議案の増加等により、反対比率は37.0%と前年度から低下しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・社内取締役の増員について、明確かつ合理的な理由がないため
- ・社外取締役候補者は顧問弁護士契約を締結しており独立性に問題があるため
- ・社外取締役候補者の在任期間が長く独立性に問題があるため
- ・代表取締役の選任について、明確かつ合理的理由がなく監査役を減員しているため

(2) 監査役会・監査役に係る議案

社外監査役の独立性基準を厳格化した運用受託機関があったものの、当該基準等を満たした議案が増加したことなどにより、反対比率は前年度から低下しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・社外監査役候補者は主要借入先出身者であり独立性に問題があるため
- ・社外監査役候補者は顧問法律事務所出身者であり独立性に問題があるため
- ・社外監査役候補者の在任期間が長く独立性に問題があるため

(3) 役員報酬等に関する議案

金額が開示されていない退職慰労金支給議案が増加したことや同議案自体への判断を原則反対へと変更した運用受託機関があったものの、社外取締役等の不適切な対象者への役員賞与と支給議案が減少したことなどにより、反対比率は前年度から低下しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・退職慰労金の支給について、支給金額を確認出来ず株主価値を損なう恐れがあるため
- ・独立性のある報酬委員会未設置であるなどガバナンスが不十分であるため
- ・役員賞与の支給について、支給対象者に監査等委員である取締役が含まれているため

(4) 剰余金の処分に係る議案

新型コロナウイルスの業績影響を考慮して賛否判断を行ったことなどもあり、前年度と同様に低い水準となりました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・多額の剰余金を有し財務が健全であるにもかかわらず、総還元性向が低いため

(5) 資本構造に関する議案

敵対的買収防衛策議案に対する取締役会の独立性基準を厳格化した運用受託機関があったことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・敵対的買収防衛策について、発動要件が明確でないと判断されるため
- ・敵対的買収防衛策について、取締役会の独立性が十分に確保されておらず、買収防衛策の発動を判断する際の客観性が担保されていないため
- ・敵対的買収防衛策について、株主意思確認総会を開催することが明記されていないため

(6) 事業内容の変更等に関する議案

前年度と比べて議案数が減少し、反対行使もほとんどありませんでした。

(7) 役員報酬のインセンティブ向上に関する議案

譲渡制限期間や付与対象者等の基準を満たした議案が増加したことなどにより、反対比率は前年度から低下しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・業績連動型の譲渡制限付株式報酬において譲渡制限期間の設定が不適切であるため
- ・ストックオプション制度において新株予約権の行使制限期間の設定が不適切であるため
- ・ストックオプション制度において付与対象者に監督機能が期待される社外取締役等が含まれているため

(8) その他議案

企業価値向上に資すると判断できない株主提案が増加したことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。

1 連合会がエンゲージメントにおいて重視している項目

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

全ての運用受託機関において、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを行っていることを確認しました。また、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントについても、これらの目的に結び付くものとなるよう取り組んでいることを確認しました。

⇒ 連合会は、スチュワードシップ・コードの受け入れ表明において、「運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく」としています。運用受託機関には、引き続き企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施することを求めます。

(2) エンゲージメント内容の質

連合会は、エンゲージメントの実効性を左右する最も重要な要素は、企業価値向上につながるエンゲージメントの内容であると考えます。

⇒ 連合会は、運用受託機関に引き続き企業価値向上につながる内容のエンゲージメントを実施することを求めます。

(3) プロセス（PDCA サイクルなど）の実効性

全ての運用受託機関において、エンゲージメントに関する組織的な進捗管理や効果測定を行っていることを確認しました。そのうち大部分の運用受託機関では、効果測定を行った結果、対話目標の達成や進捗等の効果があったことを確認しました。

一部の運用受託機関では、エンゲージメントが企業価値向上に寄与したかを定量的に測定しようとする取り組みや、対話先企業にアンケートを行うことにより対話効果を測るとともに次回以降のエンゲージメントに活かしている取り組みなど、エンゲージメントの実効性向上を図る優れた取り組みを確認しました。

一部の運用受託機関では、エンゲージメントの効果測定を通じて課題を抽出するとともに、その結果等を踏まえて効果測定プロセスを変更しており、対話の効果測定に関する PDCA を行っている優れた取り組みを確認しました。

⇒ 連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを含めたPDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高める必要があると考えます。運用受託機関には、KPI (Key Performance Indicator=重要業績評価指標)を設定し、その達成状況を踏まえて改善を行うなど、組織的にエンゲージメント・プロセスの実効性を高めていくことを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、意見が制度設計に活かされることが期待される政策当局の検討会・委員会に参画するなど市場環境の向上に取り組んでいる事例を確認しました。

また、一部の運用受託機関では、議決権行使基準の改訂や協働エンゲージメントを通じて政策保有株式の縮減に取り組んでいる事例や投資判断プロセスにエンゲージメントを明確に組み込んでいる事例、エンゲージメントの定量的な効果検証手法の開発に取り組んでいる事例、海外アセットオーナーの先進的な取り組みをエンゲージメント活動に活かしている事例など、エンゲージメントの実効性向上に取り組んでいる事例を確認しました。

⇒ 連合会は、運用受託機関に引き続き各運用受託機関の考え方にに基づき、エンゲージメントの実効性向上に向けた取り組みを行うことを求めます。

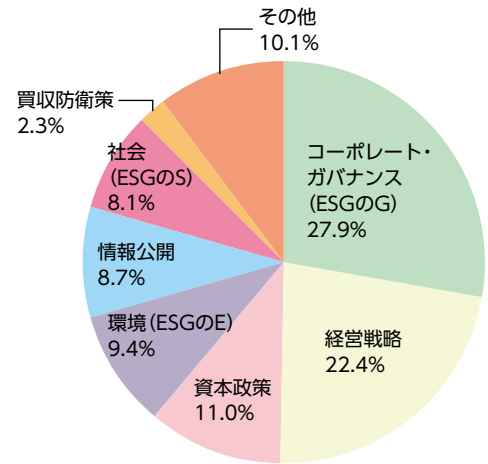
2 エンゲージメントの活動結果(国内株式)

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)においてエンゲージメントを行っています。

厚生年金保険給付調整積立金において、令和元年度、委託先の運用受託機関19社(延べ35ファンド)を通じてエンゲージメントを実施した企業は延べ3,878社でした。また、対話の総数は延べ13,042件(前年度比+5.6%)でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、エンゲージメント活動件数は同様です。

エンゲージメント活動件数 対話内容別構成比
対象:平成31年4月~令和2年3月



5 株主議決権の行使状況(外国株式)

1 連合会が議決権行使において重視している項目

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドライン(外国株式)の遵守

全ての運用受託機関において、ガイドライン(外株)を反映した口座基準に基づき議決権を行使していることを確認しました。

一部の運用受託機関では、ガイドライン(外株)の遵守状況を議決権行使担当部署以外の他部署・委員会等で検証しており、より客観的にガイドライン(外株)の遵守状況を確認する優れたプロセスを設けていることを確認しました。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、引き続きガイドライン(外株)を遵守し議決権を行使することを求めます。

(2) 企業の状況に即した議決権行使

一部の運用受託機関では、ガイドライン(外株)の趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権を行使した事例を確認しました。

大部分の運用受託機関では、エンゲージメント内容を反映させるなどにより口座基準の原則と異なる行使を行う場合には、委員会等の合議体で別途行使判断を行うことにより、企業の状況に即した議決権行使を志向しつつ利益相反も管理している優れた取り組みを確認しました。

一部の運用受託機関では、より詳細な調査に基づいた議決権行使判断を行うため、特定の市場に特化した議決権行使助言会社等を活用していることを確認しました。

➡ 連合会は、企業の状況に即した適切な行使を行うため、ガイドライン(外株)を示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。運用受託機関には、引き続き、ガイドライン(外株)を機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドライン(外株)の趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めます。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

大部分の運用受託機関において、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用していることを確認しました。

➡ 連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、それが見込まれない場合、そのために必要な経営を求めていく必要があると考えます。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであると考えます。運用受託機関には、引き続き議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、議決権行使の内容や行使に当たって用いる口座基準について、議決権行使担当部署からの独立性を確保した社内部署や社外者を含む会議体・組織等を活用し、客観的に検証している優れた取り組みを確認しました。

一部の運用受託機関では、企業に対してより高度なガバナンスを求めることを目的に口座基準を改訂したことを確認しました。

➡ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを求めます。

2 議決権行使結果

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)において議決権を行使しています。

厚生年金保険給付調整積立金では、委託先の運用受託機関 17社(延べ25ファンド)を通じて、延べ9,595社(平成31年4月～令和2年3月末決算の企業)に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ87,498議案でした。

全87,498議案のうち、反対行使は11,261議案(うち株主提案議案は1,578議案)、反対比率は12.9%(前年度比+0.8ポイント)、会社提案への反対比率は11.7%(同+0.9ポイント)でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、議決権行使結果は同様です。

株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)

対象:平成:31年4月～令和2年3月決算企業

議案内容	合計	構成比	賛成		反対		前年度の 反対比率
				比率		比率	
総計	87,498	100%	76,237	87.1%	11,261	12.9%	12.1%
うち会社提案に関するもの	82,692	94.5%	73,009	88.3%	9,683	11.7%	10.8%
うち株主提案に関するもの	4,806	5.5%	3,228	67.2%	1,578	32.8%	35.0%
内訳	87,498	100%	76,237	87.1%	11,261	12.9%	12.1%
役員選任に関する議案	16,164	18.5%	14,125	87.4%	2,039	12.6%	13.0%
役員報酬等に関する議案	9,824	11.2%	8,585	87.4%	1,239	12.6%	12.8%
剰余金の処分に関する議案	4,269	4.9%	4,214	98.7%	55	1.3%	0.8%
資本構造に関する議案	15,345	17.5%	12,997	84.7%	2,348	15.3%	15.7%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	442	0.5%	429	97.1%	13	2.9%	5.9%
うち増減資に関するもの	5,746	6.6%	4,454	78.0%	1,292	22.5%	27.5%
うち第三者割当に関するもの	2,235	2.6%	2,063	92.3%	172	7.7%	5.9%
うち自己株式取得に関するもの	2,734	3.1%	2,665	97.5%	69	2.5%	5.1%
事業内容の変更等に関する議案	5,107	5.8%	4,228	82.8%	879	17.2%	13.5%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	2,543	2.9%	1,654	65.0%	889	35.0%	31.8%
その他議案	34,246	39.1%	30,434	88.9%	3,812	11.1%	9.0%

*議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、18の国と地域(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、チリ、チェコ、インドネシア、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、パキスタン、中国A株)を議決権行使の対象としています。

(1) 役員選任(取締役会・取締役等)に関する議案

独立性に問題がある取締役選任議案は減少したものの、取締役の兼任基準を厳格化した運用受託機関や議決権行使判断の際にエンゲージメントの内容を適切に反映することができるよう体制を強化した運用受託機関があったことなどにより、反対比率は前年度並みとなりました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・取締役会の独立性が担保されていないため
- ・取締役候補者の在任期間が長く、独立性に問題があるため
- ・取締役候補者が多数の企業の取締役を兼任しているため

(2) 役員報酬等に関する議案

中国銘柄のベンチマーク構成比率が上昇し、受益権のある取締役が報酬決定に関与する企業の役員報酬議案が増加したことや、報酬水準の設定基準に懸念のある役員報酬議案が増加したことなどにより、反対比率が上昇した運用受託機関はありましたが、反対比率は前年度並みとなりました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・業界他社比で役員報酬が過大であり、合理性を欠くと考えられるため

(3) 資本構造、事業内容の変更等、役職員のインセンティブ向上に関する議案

中国銘柄のベンチマーク構成比率が上昇し、不適切な株式インセンティブ・プランに関する議案が増加した一方、反対比率が低い傾向にある債券発行議案が増加したことなどにより、反対比率は前年度並みとなりました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・株式インセンティブ・プランにおいて潜在的な希薄化比率が著しく大きいため
- ・長期インセンティブ・プランにおいてパフォーマンス向上を促す観点が欠如しているため

(4) その他議案

反対比率は前年度と同様に低い水準となりました。

1 連合会が議決権行使において重視している項目

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

全ての運用受託機関において、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを行っていることを確認しました。また、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントについても、これらの目的に結び付くものとなるよう取り組んでいることを確認しました。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく方針です。運用受託機関には、エンゲージメントの目的や取り組みの考え方について、引き続き連合会の考え方に対するさらなる理解を求めます。

(2) エンゲージメント内容の質

連合会は、エンゲージメントの実効性を左右する最も重要な要素は、企業価値向上につながるエンゲージメントの内容であると考えます。

➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き企業価値向上につながる内容のエンゲージメントを実施することを求めます。

(3) プロセス(PDCA サイクルなど)の実効性

大部分の運用受託機関において、エンゲージメントに関する組織的な進捗管理、効果測定を行っていることを確認しました。

一部の運用受託機関では、エンゲージメント活動のトラッキングツールを導入することにより対話の進捗管理と効果測定に取り組んでいる事例を確認しました。

➡ 連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを含めたPDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高める必要があると考えます。運用受託機関には、KPIを設定し、その達成状況を踏まえて改善を行うなど、組織的にエンゲージメント・プロセスの実効性を高めていくことを求めます。

(4) 特徴的な事例

半数以上の運用受託機関では、政策当局の検討会・委員会に参画することや、証券取引所等へ働きかけることなど、市場環境の向上に取り組んでいる事例を確認しました。

一部の運用受託機関では、気候変動リスク分析に係る知見を深めエンゲージメントに活用している事例や監査を通じてエンゲージメント・プロセスの質を確認している事例など、エンゲージメントの実効性向上に取り組んでいる事例を確認しました。

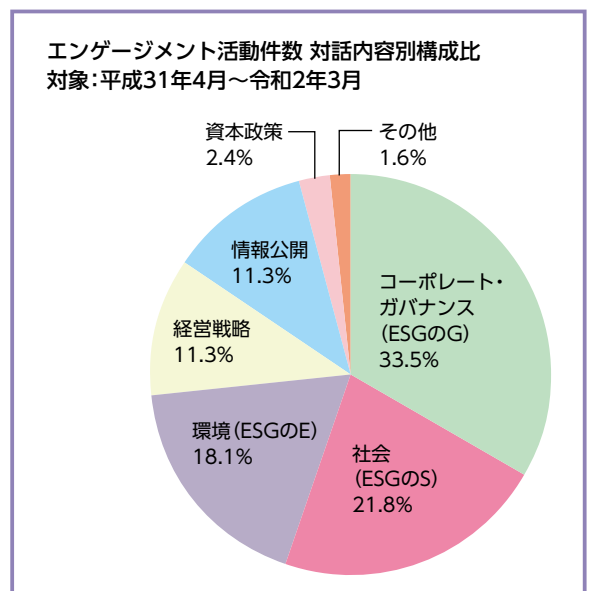
➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き各運用受託機関の考え方に基づき、エンゲージメントの実効性向上に向けた取り組みを行うことを求めます。

2 エンゲージメントの活動結果

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)においてエンゲージメントを行っています。

厚生年金保険給付調整積立金において、令和元年度、委託先の運用受託機関17社(延べ25ファンド)を通じてエンゲージメントを実施した企業は延べ1,997社でした。また、対話の総数は延べ 4,195件(前年度比+5.7%)でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、エンゲージメント活動件数は同様です。



1 ESG投資に対する基本的な考え方

連合会は年金資金を長期間で運用することから、投資において、短期的な企業業績だけでなくESGといった持続可能性の要素に着目することによって、長期的なリターンの最大化を目指すことは合理的です。

連合会では、投資先企業の持続的成長と企業価値向上を通じた投資リターンの向上を図るとともに、環境問題や人権・雇用といった社会的課題を解決するための後押しをすることによって、被保険者のため財産価値を長期的に増大させるという受託者責任と、公的年金としての社会的責任の両立を果たすことができると考えます。

2 ESG投資の取り組み

ESG投資については、令和2年に改正された積立金基本指針(4省告示)を受けて、厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針(以下「基本方針」という。)等を改正し、その中で「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する」こととしています。

連合会では、ESG投資について、現行の基本方針において、非財務的要素を考慮した投資が規定される以前から、それぞれ個別に検討したうえで、必要な取組を行っています。

なお、運用機関にアンケートを実施したところ、ほとんどのプロダクトが運用プロセスにおいてESGを考慮していることを確認しました。各資産の具体的な取り組みは以下のとおりです。

(1) 国内株式

連合会は、国内株式アクティブ運用において、平成22年にESGプロダクトへの投資を開始し、その後徐々に採用プロダクトや投資金額を増やしてきました。

近年、世界的にESG投資への関心が高まっていること、「厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針」等のESG投資に関する項目が改正されたこと、政府が2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指していることなども踏まえ、令和2年12月に、新規にアクティブ運用3プロダクト、パッシブ運用2プロダクトを採用しました。

今回の採用により、連合会のESGプロダクトは、令和2年12月末時点で7プロダクト(うちアクティブ運用5、パッシブ運用2)、時価総額は計8,445億円(国内株式残高の約13%)となっています。

ESGプロダクト(アクティブ運用)には、運用プロセスにおいてESG要素を十分に考慮しつつ、超過収益を獲得することを期待しています。また、ESGプロダクト(パッシブ運用)については、政策ベンチマークから乖離するリスクを一定程度抑制しつつ、投資先及び市場全体を持続的に成長させることを期待しています。

(2) 国内債券

連合会は、国内債券の自家運用において、ESG要因を考慮した投資を行っています。

「責任ある投資家」として、環境問題や地域の社会的課題等を解決する後押しをするために、令和元年度から、自家運用においてESG要因を考慮した投資を行っているところであり、当面は地方公共団体や財投機関等が発行するESG債を中心に投資を行うこととしています。

8 運用受託機関の課題認識

連合会は、運用受託機関がスチュワードシップ責任を果たす上で、下記の課題について認識していることを確認しました。

連合会は、運用受託機関に対し、引き続き下記の課題に取り組むことにより、実効的なスチュワードシップ活動を行っていくことを求めます。また、企業に対し、連合会のコーポレートガバナンス原則で定める望ましい企業像に近づくとともに、積極的に運用受託機関と対話を行うことを求めます。

〔国内株式の運用受託機関における課題認識〕

対象項目	課題の内容
議決権行使・ エンゲージメント共通	体制強化（人員増、専門性向上、専門部署新設、部署間連携等）
	スチュワードシップ活動プロセスの効率的・効果的運営
議決権行使	個別精査を行った上での議決権行使判断
	議決権行使とエンゲージメントの更なる一体的運用
	企業の更なるガバナンス向上を目的とした口座基準の見直し
エンゲージメント	エンゲージメントに係るテーマの追加・拡充、対象企業の選定方法の改善
	社外取締役との対話強化、課題が未解決な企業に対するエスカレーション
	エンゲージメント効果測定（検証）方法の進化・改善

〔外国株式の運用受託機関における課題認識〕

対象項目	課題の内容
議決権行使・ エンゲージメント共通	体制強化（人員増、専門性向上、外部機関との協働、部署間連携等）
	スチュワードシップ活動プロセスの効率的・効果的運営
	顧客向けレポートの充実
	新型コロナウイルス感染拡大影響への対応
議決権行使	独自の ESG レーティングの開発
	個別精査を行った上での議決権行使判断（株主提案等）
	議決権行使とエンゲージメントの更なる一体的運用
エンゲージメント	課題が未解決な企業に対するエスカレーション
	エンゲージメント効果測定（検証）方法の進化・改善

9 スチュワードシップ活動に係る規程の改正

1 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明の改正

令和2年3月に再改訂版のスチュワードシップ・コードが公表されたことを踏まえ、9月に同コードの受け入れ表明の改正を行いました。概要は以下のとおりです。

<概要>

- ・前文に、連合会は日本の上場株式以外の資産にも適用可能な原則について検討した上で、必要な取り組みを可能な範囲で実施していくこと、を記載
- ・原則1に、エンゲージメントが、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮にも基づくこと、また、連合会は運用受託機関に対し、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて方針を明確に示すよう求めること、を記載
- ・原則4に、連合会は運用受託機関に対し、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントに当たっては、運用戦略と総合的で、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長という目的を意識するよう求めること、を記載
- ・原則5に、連合会は重要と判断される議案の賛否理由については運用受託機関に公表を求めること、また、連合会は議決権行使助言会社のサービスを利用する運用受託機関に助言策定プロセスを踏まえて利用するよう求めるとともに、当該助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法を公表するよう求めること、を記載
- ・原則8を追加し、連合会はスチュワードシップ活動に係る機関投資家向けサービス提供者を採用する際に本コードへの対応状況について確認すること、を記載

*全文は連合会のホームページに掲載しています。

連合会は、受託者責任と社会的責任を両立すべく、引き続きスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

1 運用受託機関に対する効果的なモニタリングの実施

運用受託機関のスチュワードシップ活動が連合会の方針と整合的であることを引き続き確認するとともに、取り組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施します。

2 運用受託機関との対話と、連合会内部での知見の蓄積

持続的にスチュワードシップ活動の実効性を向上させるという観点から、運用受託機関と連合会が重視する事項等について対話を行うとともに、連合会としてもスチュワードシップ活動に対する知見を蓄積します。

3 スチュワードシップ活動対象資産の範囲拡大の検討

スチュワードシップ責任を果たす観点から、株式以外の他資産においてスチュワードシップ活動を実施している運用受託機関の状況把握等を通じ、スチュワードシップ活動対象資産の範囲を拡大することについて検討を進めており、必要な取り組みを可能な範囲で実施します。

4 非財務的要素を考慮した投資の推進

被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESGを含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて検討した上で、引き続き必要な取組を実施します。さらに気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)賛同に向けて検討を進めます。

5 コーポレートガバナンス原則等の改正

法令やコード、社会情勢等の変化を考慮しながら「コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン(国内株式・外国株式)」を必要に応じて改正します。

6 他の公的年金等との連携

スチュワードシップ活動の実効性を高め効率化を図る一助として、地方公務員共済や他の公的年金等と意見交換を行うなどの取り組みを実施します。

年金払い退職給付に係る 財政状況(令和元年度末)について

[年金業務部 数理課]

ご紹介

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、令和元年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約384億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

1 令和元年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	16,992	4,622	12,370
積立金(簿価ベース)	B	17,376	4,944	12,432
剰余または不足	C=(B-A)	+ 384	+ 322	+ 62

(注)「+」は剰余を表しています。

「積立基準額」は令和元年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が4,622億円、地共済が12,370億円、合計で16,992億円となっています。一方、実際の「積立金」は簿価ベースで国共済が4,944億円、地共済は12,432億円、合計で17,376億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が322億円の剰余、地共済が62億円の剰余、合計で384億円の剰余となりました。

2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を拠出することとされています。

令和元年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金(確定額)は発生しません。

地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について

[総務省]

ご紹介

令和3年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」（令和3年3月30日付け総行福第66号）を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。以下その内容を掲載します。

令和3年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

記

1 地方公務員共済組合に対する負担金等

(1) 地方公共団体負担金

区分	都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職	
		義務教育職	その他教育職	警察官	事務職		
長期	給料	130.5582%	116.0516%		142.3025%		129.0541%
	期末手当等	99.1001%					
	公経済(注1)	40.0%					
追加費用	35.0%	36.9%	21.2%	34.3%	30.5%	20.1%	
短期	給料	67.87%	59.51%		62.98%		71.69%
	短期+福祉(注2)	58.49%	50.98%		52.40%		62.10%
	育休介護手当金	0.08%	0.12%		0.04%		0.08%
	介護納付金	9.30%	8.41%		10.54%		9.38%
	特別財政調整	—	—		—		0.13%
	期末手当等	51.52%	50.82%		43.86%		55.05%
	短期+福祉(注2)	44.40%	43.54%		36.49%		47.69%
	育休介護手当金	0.06%	0.10%		0.03%		0.06%
	介護納付金	7.06%	7.18%		7.34%		7.20%
	特別財政調整	—	—		—		0.10%
	特定健康診査及び 特定保健指導	266円/人	176円/人		310円/人		238円/人
事務費	240円/人	240円/人		240円/人		別紙参照(次頁)	

(注) 上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。

(注1) 基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。

(注2) 「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

(2) 地方公共団体補助金(事務費として組合員1人当たり年額)

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組合員1人当たり年額1,120円を含んでいる。

- ア 地方職員共済組合 7,970円
- イ 公立学校共済組合 6,100円
- ウ 警察共済組合 8,890円

2. 地方議会議員共済会に対する負担金

区分	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 19,343円	議員1人当たり 11,378円	議員1人当たり 13,129円
給付費	標準報酬月額 $\frac{18.7}{100}$	標準報酬月額 $\frac{33.6}{100}$	標準報酬月額 $\frac{33.6}{100}$

3. 職員厚生費

職員1人当たり年額

都道府県	6,399円
市町村	6,399円

4. その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

(ライフプラン相談員の設置経費を含む。)

都道府県 13,325千円 市町村 883千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県 1,018千円(注) 市町村 408千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員分も含んでいる。

(別紙) 事務費負担金の組合員1人当たり単価(平成31年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
指定都市	11,050	京都府	11,450
北海道	11,070	大阪府	10,870
青森県	11,280	兵庫県	11,070
岩手県	11,410	奈良県	11,420
宮城県	11,280	和歌山県	11,450
秋田県	11,430	鳥取県	11,950
山形県	11,360	島根県	11,650
福島県	11,230	岡山県	11,280
茨城県	11,170	広島県	11,300
栃木県	11,330	山口県	11,360
群馬県	11,250	徳島県	11,750
埼玉県	10,870	香川県	11,610
千葉県	10,870	愛媛県	11,390
東京都	11,140	高知県	11,610
神奈川県	11,120	福岡県	11,210
新潟県	11,180	佐賀県	11,750
富山県	11,480	長崎県	11,410
石川県	11,440	熊本県	11,230
福井県	11,700	大分県	11,500
山梨県	11,620	宮崎県	11,590
長野県	11,160	鹿児島県	11,280
岐阜県	11,210	沖縄県	11,450
静岡県	11,080	北海道都市	11,350
愛知県	11,190	仙台市	11,710
三重県	11,260	愛知県都市	11,150
滋賀県	11,360		

令和3年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

[総務省]

ご紹介

地方公共団体等が追加費用として負担すべき金額の基礎となる追加費用率及び地方公共団体の職員である組合員等に係る費用として地方公共団体が負担すべき金額の算定の基礎となる負担率が、令和3年3月31日に公示されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「告示の制定について」（令和3年3月31日付け総行福第52号）を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

○ 総務省告示第百二十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日 総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和二年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四百一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定し

た割合を乗じて得た額。以下同じ。)の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員（法第百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

[I・II同左]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{26.4}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{31.9}{1000}$
	その他教職員	$\frac{16.8}{1000}$
警察共済組合		$\frac{20.1}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{21.2}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{15.3}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{1.5}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.3}{1000}$
警察共済組合		$\frac{1.8}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{2.0}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{1.1}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

[別表第3～別表第5 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和三年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四百一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員（法第四百一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{25.7}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{29.3}{1000}$
	その他教職員	$\frac{16.3}{1000}$
警察共済組合		$\frac{20.1}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{22.1}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{14.3}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{0.8}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.2}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.9}{1000}$
警察共済組合		$\frac{1.2}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{1.5}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{1.1}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

[別表第3～別表第5 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

○ 総務省告示第二百二十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十五条の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日 総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和二年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号。以下「法」という。）第四百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の九・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・三を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第四百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の九・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・三を乗じて得た金額とすることとする。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和三年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の十二・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の十二・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとする。

○ 総務省告示第百二十八号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日 総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和二年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- | | |
|--------------|---------|
| 一 地方職員共済組合 | 千分の〇・〇六 |
| 二 公立学校共済組合 | 千分の〇・一一 |
| 三 警察共済組合 | 千分の〇・〇三 |
| 四 東京都職員共済組合 | 千分の〇・〇九 |
| 五 指定都市職員共済組合 | 千分の〇・〇六 |
| 六 市町村職員共済組合 | 千分の〇・〇六 |
| 七 都市職員共済組合 | 千分の〇・〇六 |

改正後

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和三年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 一 地方職員共済組合 千分の〇・〇六
- 二 公立学校共済組合 千分の〇・一〇
- 三 警察共済組合 千分の〇・〇三
- 四 東京都職員共済組合 千分の〇・〇九
- 五 指定都市職員共済組合 千分の〇・〇六
- 六 市町村職員共済組合 千分の〇・〇六
- 七 都市職員共済組合 千分の〇・〇六

○ 総務省告示第百二十九号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、令和三年四月一日から施行する。

なお、令和二年総務省告示第九十七号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件）は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率

千分の四十九・〇

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の施行について

[総務省]

ご紹介

総務省は、自治行政局長名で「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の施行について」（令和3年政令第104号）が公布されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「政令等の施行について」（令和3年3月31日付け総行福第62号）を各共済組合等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

1 概要

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号。以下「持続可能性向上法」という。）の一部の施行に伴い、地方公務員共済組合制度において所要の改正を行うとともに、令和3年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえ、地方公務員共済組合制度における旧地方公務員等共済組合法の規定に基づく給料年額改定率等について同様の改定を行う。

2 改正の内容

1 【第1条関係】地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成23年政令第151号）の一部改正

地方議会議員年金制度については、平成23年6月1日をもって制度が廃止されたが、経過措置として制度廃止前に年金の給付事由が生じた者等に対しては引き続き年金の給付を行うこととされたところ。

この経過措置として給付を行う地方議会議員の年金額について、令和3年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえた改定を行う。

2 【第2条関係】被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）の一部改正

持続可能性向上法の一部の施行により、令和3年4月1日から厚生年金制度の年金額の改定ルールにおいて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底する措置が講じられることに伴い、地方公務員共済組合制度においても、控除調整下限額（※1）の改定ルール等について、当該措置を踏まえた改正を行う。

※1 昭和37年12月前の恩給期間を有する者に係る退職共済年金について、恩給期間は保険料を負担していなかったことを踏まえ、負担に見合った水準に年金を減額する際に、年金の額が控除調整下限額以下である場合は減額を行わないものとして定められている額。

3 【第3条関係】令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成28年政令第132号）の一部改正

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法による年金に係る給料年額改定率（※2）について、令和3年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえた改定を行う。

※2 退職年金など昭和60年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法による年金（既裁定年金）の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和60年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。

3 スケジュール

公布日：令和3年3月31日

施行日：令和3年4月1日

年金制度等の日誌

■ 厚生年金制度に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R3.3.17	厚生年金保険法施行令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(政令第47号)
R3.3.26	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(総務省令第28号)
R3.3.31	昭和四十八年自治省告示第七十二号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件)の一部改正。(総務省告示第126号)
	平成二十八年総務省告示第百二十七号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件)の一部改正(総務省告示第127号)
	平成七年自治省告示第六十八号(地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件)の一部改正(総務省告示第128号)
	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準の制定(総務省告示第129号)
	国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政令第99号、政令第100号)
	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令(政令第104号)
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第78号)

■ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
R3.3.15	社会保障審議会年金数理部会(第87回)

業務等の状況

■ 会議開催状況

<p>3月22日 第133回 役員会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和3年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、3月25日の第135回運営審議会に提出する旨決定されました。</p>
<p>3月25日 第135回 運営審議会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和3年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。</p>

■ 会議開催予定

<p>6月24日 第134回 役員会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会 内容 令和2年度決算(案)について</p>
<p>6月29日 第136回 運営審議会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会 内容 令和2年度決算(案)について</p>



宿泊施設の 紹介

公立学校共済組合
津宿泊所

公立学校共済組合津宿泊所

プラザ洞津

津市は藤堂高虎32万石の城下町。

当時の遺構が数多く残る市街地をゆっくり散策してみたいかがですか。

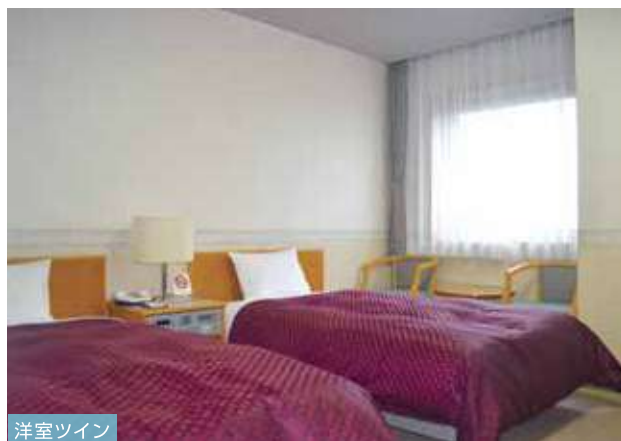


プラザ洞津(外観)



洋室シングル

ビジネスや観光など、様々なシーンにお使いいただけます。



洋室ツイン

広々とした空間で、リラックスタイムをお過ごしいただけます。



みえグルメプラン

松阪牛・伊勢海老など地元産にこだわった食材を使用した特別なご夕食です。



和室

ゆったりとお過ごしいただける和室を4室ご用意しております。

ご予約・お問合せ

〒514-0042 三重県津市新町1-6-28

☎ 059-227-3291 ☎ 059-226-3185

🌐 <https://www.dohshin.jp>

交通のご案内

🚶 近鉄名古屋線津新町駅から徒歩2分

JR・近鉄津駅からタクシーで10分

🚗 伊勢自動車道・津ICから市内へ7分

おすすめ観光スポット

三重県は、「高田本山専修寺」「伊勢神宮」「伊賀上野城」「関宿」など寺社、城郭などが数多く残り魅力がいっぱいです。



伊勢神宮(内宮)

正式には「神宮」といい、天照大神を祀る皇大神宮(内宮)と豊受大神宮(外宮)を中心に全125社の総称。20年に一度行われる式年遷宮は社殿や殿内の御装束や神宝を新調して、御神体を新宮に遷す祭典です。



関宿

東海道五十三次の47番目の宿場町として栄えた関宿は今もなお当時の雰囲気が残されています。



伊勢志摩サミット記念館

2016年5月26日、27日の伊勢志摩サミット開催を記念してオープンしました。記念館では、サミットで実際に使用された円卓や椅子などが展示されています。



三重県総合博物館(MieMu)

三重県の自然と歴史・文化に関する資料を収蔵・展示している総合博物館。ミエゾウの巨大な全身復元骨格が有名です。



津城跡

江戸時代初期に築城の名手・藤堂高虎により、近世城郭として大改修されました。現在では、本丸・西の丸・内堀の一部が残っています。



地方公務員共済組合連合会

Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>
公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>
警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>
東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>
全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>
指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第220号

令和3年5月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)



表紙の写真：高田本山 専修寺(三重県津市)

真宗高田派の本山である専修寺(せんじゅじ)は、三重県の中ほど、津市一身田町に位置し、宗祖親鸞聖人の教えを受け継ぐ寺院で、通称「高田本山」と親しみを込めて呼ばれている。

専修寺の境内には数多くの伽藍が建ち並び、中でも御影堂・如来堂は平成29年(2017年)に三重県初の建造物国宝指定を受けた。